

## 皆さん質問箱



1. 漁船保険に入りたいが？  
2. 空気銃も許可がいるか？

## 問

さきの十四号台風で、天草海岸の一部は、大きな被害を受けました。

漁船の損傷も相当数にのぼりましたが、私の知人は、漁船保険をつけていたため、台風から一週間後には漁船保険組合から保険金の前渡金の支払いを受けました。そして前渡金の支払いが迅速だつたため復興資金のやりくりもスムーズにいつたことを知りました。

(天草郡苓北町漁連丸)

漁船保険は、いつもこんなに早く保険金を支払うのか、又台風の被害については平時どんな準備をしているのか、お教え下さい。

## 答

台風による漁船の被害は、津波の被害とともに異状災害といつていますが、異状災害による集団被害には、特に復興を急ぐため、次順序で保険金を支払います。

①保険金加入者は、まず漁船被害の程度を所属漁協へ急報することが大切。

②漁協は、区域内の状況全部を保険組合へ速報します。

③保険組合は、県内全部の状況を水産庁へ速報すると同時に、報告のあつた現場調査を行い、損害金額（修理金額）を査定します。

④集計した損害金額により、保険組合は水産庁へ仮払いの請求をし、仮払金が到着すると、直ちに保険金の仮払いをします。（これは被害区域が広く、仮払金の額が大きい時行う手段です）十四号台風のように保険組合の自己資金でまかない得るときは、損害金額の査定ができる直ちに仮払いしますから、一週間あればできます。

⑤前項のいづれの場合でも「全損（沈没・大破など）」は別として、「分損（部分的破損・機関の故障など）」で修理しなければならないものは修理後、造船所、鉄工所等から領収証（又は請求書）をとつてから、平時の事故による保険金請求の手続きをして、保険金によって仮払金を精算します。

⑥異状災害でも平時の災害でも保険金請求の手続きは同じですが、異状災害の場合、連絡さえあれば、すぐ係員が出張し、損害の状況を調査の上、仮払いをします。

⑦そのため、保険組合は、手持資金が不足して仮払いがおそらくないように、毎年、総会（又は総代会）で、借入金のできるよう大きめを決め、実行を理事に任せています。また水産庁でも、法律で仮払いできることを定めています。そし

て仮払いの額がいくら高額になつても、決して心配のないようにされています。（水産課）

（菊池郡旭志村鞍岳生）

いよいよ十一月一日から狩猟解禁ですが、私の様に空気銃を持つている者でも「許可」を受けることはならないということを聞きました。

昨年から狩猟法が改正になりました。許可申請は最寄りの県事務所、あなたの場合は菊池事務所の林務課へ申込んで下さい。

ついでに注意を申しますと、①許可な

しでは持つていてはいけない。②他人に空気銃も「許可」がいるように、

なりました。許可申請は最寄りの県事務所、あなたの場合は菊池事務所の林務課へ申込んで下さい。

けなければならないといふことを聞きました。一年登録しているのですが、やはり「許可」を受けるべきでしようか。

（菊池郡旭志村鞍岳生）

（菊池